霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（障害者（児）施設等）給付金

の交付に関する手引き

霧島市　障害福祉課

**１　趣旨**

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減し、事業継続支援することを目的とし、市内で障害福祉サービス等を提供する施設を対象として、臨時的に給付金を支給します。

**２　支給対象事業者**

令和７年４月１日時点で、令和６年４月１日から引き続き霧島市内において以下のサービスを提供する事業者

※市税に滞納がない法人に限る。

|  |
| --- |
| 施設種別 |
| □訪問系障害者（児）施設・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護・計画相談支援（障害児相談支援も含む）□通所系障害者（児）施設・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労定着支援、短期入所・児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援□施設系障害者（児）施設・施設入所支援、共同生活援助 |

**３　支給額**

下表のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| **施設種別** | **給付金の額(円)** |
| 訪問系障害者（児）施設 | ５０，０００ |
| 通所系障害者（児）施設 | １００，０００ |
| 施設系障害者（児）施設 | １００，０００ |

上記事業所種別において、一つの事業所番号で複数種のサービス指定を受けている場合は、一つの事業所と見なします。

※計画相談支援については、障害児相談支援を受けている場合も一つの事業所とみなします。

**４　支給申請の流れ**

（１）申請書の受付開始

令和７年７月３日（木）～令和７年８月29日（金）

（２）申請方法

下記申請フォームからお申込みください。



【申請フォーム】

https://shinsei.pref.kagoshima.jp/nvg70yEa

（３）申請書の審査

申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。申請書の審査の結果、給付金の支給が決定した場合は、交付決定通知書を申請者の所在地に発送します。

（４）給付金の支払い

申請を受け付けてから支給までは約１か月を予定しています。２か月経過しても振り込みがない場合はお問い合わせください。

（５）給付金の返還

給付金受領後に要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により給付金を受領した場合は、給付金の交付決定を取り消したうえで、一部又は全額を返還していただきます。

【お問い合わせ】

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号　霧島市役所　障害福祉課

　　電話：0995-45-5111内線2125

メールアドレス：s-fukushi@city-kirishima.jp

**５　Ｑ＆Ａ**

Ｑ１：同じ法人で複数の施設を運営している場合はその種別全てにおいて対象となるか。

Ａ１：対象となるサービス種別であれば、対象となります。申請時に法人内で運営する交付金の対象となるすべての施設種別分をまとめて申請してください。同一法人での申請はまとめてご提出いただきますようお願いします。

Ｑ２：令和６年４月１日以降に事業を開始した場合は対象となるか。

Ａ２：対象とはなりません。今回の給付金は、過年度から物価高騰等の影響を受けている施設に対する支援を目的としており、その趣旨から外れるため対象外です。

Ｑ３：電気代やガス代等の実績報告は必要か。

Ａ３：本給付金については実績報告不要です。ただし、要綱第10条の規定に基づき、本給付金に係る関係書類等は令和７年度から５年間保存してください。

Ｑ４：やむを得ない理由により、令和６年４月１日時点で休止している又は申請受付期間中（７月３日～８月29日）に休止している場合はどうすればよいか。

Ａ４：個別に障害福祉課にご相談ください。

Ｑ５：添付書類として、障害者（児）サービス費等支払決定額通知書の内訳書は必要か。

Ａ５：内訳書は不要です。

Ｑ６：添付書類の障害福祉サービス費等支払決定額通知書は、なぜ「令和７年５月審査分」なのか。

Ａ６：本交付金は「令和７年４月１日時点で施設を運営する事業者」を対象としているため、「令和７年４月にサービスを提供した実績が確認できる書類」として、サービス提供の翌月に審査される令和７年５月審査分の介護給付費等支払決定通知書を添付していただくこととしています。

Ｑ７：申請者と口座名義人が異なっていても問題ないか。

Ａ７：問題ありません。